

建築物エネルギー消費性能適合判定業務 住宅に係る料金表

単位：円（税込み）

	申請種別	料金
一戸建ての住宅、 併用住宅の住宅 部分	単独申請	44,000
	他の申請（※）の審査結果を活用 する場合	11,000
共同住宅等（共同 住宅、長屋、複合 建築物の住宅部 分）	単独申請	110,000+4,400×住戸数 （共用部の審査を行う場合は、 110,000を加算する）
	他の申請（※）の審査結果を活用 する場合	11,000

※当社で行った、設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認

《注意事項》

- 1) 共同住宅の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象となる部分が存在しない場合は、上表によらず一律33,000円（消費税込）とします。
- 2) 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、料金表（住宅）から算定される料金の100分の60（百円以下切り捨て）とする。ただし、次の場合は上表の料金（当初適用される料金）とします。
  - ・計算方法を変更する場合
  - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
  - ・非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することとなった場合
  - ・1)が適用された申請について、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合。
- 3) 計画変更の必要のない軽微な変更のうち、ルートCの軽微変更該当証明書の交付を受けられる場合は、料金表（住宅）から算定される料金（当初適用される料金）の100分の50（百円以下切り捨て）とします。ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は上表の料金（当初）とします。
- 4) 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,500円（消費税込）とします。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算の過程及び計算結果に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合におい

ては、書類一通につき11,000円（消費税込）とします。

《料金表（非住宅）, 料金表（住宅）の注意事項》

- 1) 複合建築物に係る料金は、非住宅部分については料金表（非住宅）、住宅部分については料金表（住宅）により算定される料金の合計とします。
- 2) 複合建築物に係る計画変更及び軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用します。